



困難を抱える子育て家庭への支援について

令和5年12月21日
区長記者発表



港区児童福祉審議会の部会を活用した提言



区は児童相談所設置市として、法に基づき区長の付属機関として、令和3年度に港区児童福祉審議会を設置しました。児童福祉審議会は学識経験者で構成され、部会を置き、調査審議を行っています。

港区児童福祉審議会

保育部会 保育所等の設置認可、事業停止に関すること

里親・子どもの権利擁護部会 里親の認定や登録、被措置児童虐待など児童の権利擁護に関すること

児童虐待死亡事例等検証部会 児童虐待の影響により重大な影響をうける事例を分析し、虐待の予防、早期発見等の調査研究及び検証を行う

区内の困難を抱える子育て家庭の支援を向上させることを目的に、港区児童福祉審議会（児童虐待死亡事例等検証部会）で、関係機関の連携等、区の課題を検討するため事例検証を行い、区へ提言が出されました。

子育ての困難を軽減し、子どもの命と権利を守る取組を実施



港区児童福祉審議会(児童虐待死亡事例等検証部会)からの課題に対する提言を受けた区の実組 区内の困難を抱える子育て家庭への支援について



提言1 児童福祉と母子保健の連携強化

取組 改正児童福祉法の趣旨を踏まえた児童福祉部門と保健所の一体的な支援を実施
(具体的な取組:児童福祉と母子保健で一体的に支援する場合は、両機関でサポートプランを作成。週1回の会議で検討、月1回進行管理を実施)

提言2 家庭での養育環境の把握

取組 児童が家庭の中でどのような配慮をされ養育されているのか、各家庭と信頼関係を築き、家庭訪問を含めた養育環境の把握の徹底に努める
(具体的な取組:さらなる新生児訪問や妊婦全員面談の回数の増加 等)

提言3 子どもが2人以上いる世帯への支援

取組 保護者の負担軽減のため、兄弟姉妹が同一の保育園を利用できるよう、より一層努めるとともに、発達に遅れのある児童がいる世帯の家族全体へのワンストップの支援を実施
(具体的な取組:適切な定員管理や保育コンシェルジュによるきめ細かな入園支援、福祉総合窓口でのワンストップ相談 等)

提言4 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催

取組 より多くのケースについて、関係機関と個別ケース検討会議を開催し、情報共有と役割分担を確認する。
(具体的な取組:関係機関が出席しやすい時間帯や場所の設定、オンライン会議などのICTの活用 等)